

重症心身障害児者処遇費扶助事業実施要綱

(総則)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づく主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設における障害児及び障害者の処遇の向上を図るため、同施設に対して行う、保護及び日常生活の指導に当たる者の人件費等に充てる経費の扶助については、この要綱に定めるところによる。

(扶助の対象施設)

第2条 扶助を受けることができる施設は、法の規定による本市の入所給付決定に係る障害児（以下単に「障害児」という。）が入所し、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による療養介護に係る本市の支給決定を受けた障害者（以下単に「障害者」という。）が療養介護を受ける主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者であるものに限る。以下「施設」という。）とする。

(扶助額)

第3条 扶助の額は、予算の範囲内において、次に掲げる障害児及び障害者（以下「障害児者」という。）の区分に応じそれぞれ定める額に、各月の初日に施設に入所している障害児者の人数を乗じた額とする。

(1) 次号以外の障害児者 月額 104,000円

(2) 超重症児者又は準超重症児者（超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準（平成18年3月6日付保医発第0306002号）により判定された者をいう。） 月額 130,000円

(市外施設の扱い)

第4条 市外の施設に障害児が入所した場合及び市外の施設において障害者が療養介護を受けた場合の扶助の額については、前条の規定にかかわらず、その者が入所し、又は療養介護を受けた施設を所管する地方公共団体の定めるところによるものとする。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長及び民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。